

福岡市公報

令和2年8月20日 第6699号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

| | | |
|----|----|-----|
| —目 | 次— | ページ |
| 公 | 告 | |

○指定管理者の公募 (第210号)..... 1

公 告

福岡市公告第210号

福岡市ヨットハーバー条例 (以下「条例」という。) 第17条第1項本文の規定に基づき、福岡市ヨットハーバーについて指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市ヨットハーバー条例施行規則 (以下「規則」という。) 第10条の規定により次のように公告する。

令和2年8月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------|---|
| 福岡市ヨットハーバー | 福岡市西区小戸三丁目 ヨットハーバー北防波堤及び南防波堤並びに陸岸により囲まれた海面 |

2 指定の予定期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 当該公の施設の利用の許可に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設に係る使用料の減免に関する業務
- (5) 当該公の施設における行為の制限に関する業務
- (6) 当該公の施設の施設及び付属施設の維持及び修繕に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 開場時間

| 期 間 | 開 場 時 間 |
|------------------|-----------------|
| 4月1日から9月30日まで | 午前9時30分から午後6時まで |
| 10月1日から翌年3月31日まで | 午前9時から午後5時まで |

ただし、会議室については年間を通じ午前9時から午後5時までとし、駐車場については4月1日から10月31日までは午前7時から午後8時まで、11月1日から翌年3月31日までは午前8時から午後7時までとする。

(2) 休場日

12月29日から翌年1月3日まで

(3) 使用料の減免の基準及び手続

条例第9条及び規則第7条に定める基準及び手続によること。

(4) 利用料金制度

条例第16条の2第1項に規定する利用料金については、同条第4項の規定に基づき指定管理者が収受することができる。なお、指定管理者は当該料金を定めようとするときは、同条第2項に定める手続により市長の承認を受けなければならない。

(5) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

福岡市個人情報保護条例第16条において準用する同条例第14条及び第15条に定めるところによること。

(6) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第5条第1項に定める要件によること。

(7) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和3年度 54,000千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

法人その他の団体又は当該法人その他の団体により構成される共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの
- (2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金を滞納しているもの
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの
- (4) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- (5) 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するものとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- 7 管理に係る対価の支払方法
会計年度ごとに支払うこととし、支払方法については、毎月、前金で支払う。なお、具体的な支払方法等については、指定管理者との協議により別途定める。
- 8 詳細は、募集要項による。
- 9 募集要項を次のとおり配布する。
 - (1) 場所
福岡市博多区沖浜町12番1号
福岡市役所（港湾空港局港湾振興部港湾管理課）
電話 092-282-7118
 - (2) 期間
令和2年8月21日から同年10月7日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 時間
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- 10 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
 - (1) 受付期間
 - ア 期間
令和2年9月28日から同年10月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 - イ 時間
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市博多区沖浜町12番1号

福岡市役所（港湾空港局港湾振興部港湾管理課）

電話 092-282-7118